

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成23年10月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録の有効期限
香川県第750号	加工家きんふん肥料	鶏糞	窒素全量 2.7 りん酸全量 4.2 加里全量 3.5	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり	有限会社三豊畜産衛材センター 観音寺市原町705番地	平成29年9月15日